



協働体制による機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定について 2022/02/22

令和3年度の報酬改定により、機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)について、複数の指定特定相談支援事業所が協働して要件を満たすことで算定することができるようになりました。

これまで一人事業所では機能強化型を算定することができませんでした。事業所所在区内の自立支援協議会や地域生活支援拠点に参画している事業所同士で協働体制を組むことで、より単価の高い基本報酬を算定することができます!!

協働体制による機能強化型を算定するためにまず満たす必要がある要件は、①各事業所に常勤・専従の相談支援専門員が1名以上配置されており、②運営規程に地域生活支援拠点であることが記載されている、③自立支援協議会に参画し地域生活支援拠点としての機能を担い、④積極的に支援困難ケースを受け入れ、⑤協働を組む事業所同士で協定を締結し、⑥協働する事業所のいずれかに常勤・専従の現任研修を修了した相談支援専門員が1名以上配置されていることです。その他、各機能強化型の算定要件や協働体制を組む際の要件がありますので業務ガイドラインや報酬告示などを確認してください。それらを全て満たすことで機能強化型の算定が可能となります。

まずは、日頃から参画している事業所所在区の自立支援協議会の場合などを活用し協働する事業所探しをはじめてみてください!!手続きや要件の確認、各区協議会での出前講座の実施等については障害施策推進課にお気軽にご相談ください。

🗨️4 🔄2 ❤️123 ⬆️TOP

受入可能状況調査への回答にご協力をお願いいたします♪ 2022/02/22

横浜市では計画相談支援推進の取組の一つとして、「指定特定相談支援事業所受入可能状況調査」を行っております。本調査にご回答いただいた内容は、各区役所へ情報提供を行うほか、本市ホームページへの掲載により利用者等へ周知しています。この情報は、計画相談の利用を希望する方と、新規利用者を受け入れることができる事業所の間でさらなる計画相談導入の推進を目的としています。

現在、本市HPに公表しているリストには約120事業所の皆様からご回答いただいた受入可能状況を掲載しています。公表リストに掲載されていない事業所のみなさまにおかれましては、積極的に新規登録を、掲載されている事業所におかれましても、掲載内容に変更が生じた場合は変更の登録をお願いいたします。(内容に変更がない場合、回答は不要です。)なお、調査は毎月10日締切とし、10日までにご回答いただいた内容を翌月中に本市HPに掲載させていただきます。新規及び変更は受入可能状況リストが掲載されている本市HPにURLを掲載しておりますのでそこからアクセスし、ご登録をお願いいたします。(現在、運用している回答フォームは3月10日(木)をもって申請受付を終了し、閉鎖します。4月以降は新システムへ移行を予定しておりますので、開設次第、またご連絡いたします。)

受入可能状況リストは下記ホームページに掲載しております。

🔗<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyosha.html>

🗨️120 🔄 📄10 ⬆️TOP

サービス更新月におけるサービス等利用計画案の区役所への提出は20日まで!(再周知) 2022/02/22

サービス更新月は、更新手続きが必要であるため、モニタリング報告書及びサービス等利用計画案の区役所への提出が更新月の20日までとなっています。提出期限の繰り上げに伴い、サービス更新月のモニタリングのみ、モニタリング実施月の前月20日以降のモニタリングが可能となります。

期限を過ぎての提出は、受給者証発行の遅れにつながりますので、提出期限の厳守にご協力をお願いいたします。

🗨️ 🔄18 ❤️18 ⬆️TOP

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 2022/02/22

本通信に関するお問い合わせ等ございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566 E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

🔗<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

🗨️ 🔄 ❤️5 ⬆️TOP

